（会社法施行規則の一部改正）

第三条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「すべて」を「全て」に改める。

第百二条第三号中「計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類の作成のための基本となる事項であって、」を「会計方針（会社計算規則第二条第三項第五十八号に規定する会計方針をいう。）に関する」に改める。

（会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条による改正後の会社法施行規則第百二条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類についての会計参与報告について適用し、同日前に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類についての会計参与報告については、なお従前の例による。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十九条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「同法」を「廃棄物処理法」に、「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

○財務省、経済産業省令第一号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令（平成二十二年財務経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「特定事業促進円滑化業務勘定」を「特定事業等促進円滑化業務勘定」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○文部科学省令第八号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行に伴い、及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

文部科学大臣　髙木　義明

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項第三号を次のように改める。

三　加給年金額の対象者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が引き続き受給権者によって生計を維持している旨（その者が障害共済年金の加給年金額の対象者であるときは、その者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨）

第二十四条第二項第五号、第三十条の二第二項第三号及び第三十条の二の三第二項第一号中「戸籍謄本及び」を「戸籍謄本並びに」に改める。

第三十一条第二項第五号中「戸籍謄本及び」を「戸籍謄本並びに」に、「維持していた」を「維持している」に改める。

第三十一条の三第一項第四号中「引き続き」を削り、同条第二項中「戸籍謄本及び」を「戸籍謄本並びに」に改め、「引き続き」を削る。

第三十一条の三の三第一項第四号中「引き続き」を削る。

○文部科学省令第九号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十七条第一項及び第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

文部科学大臣　髙木　義明

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「エックス線検査」を「胸部エックス線検査」に、「喀痰検査」を「喀痰（かくたん）検査」に、「エックス線間接撮影」を「胸部エックス線検査」に、「エックス線直接撮影」を「胸部エックス線検査」に改め、同条第九項中「エックス線検査」を「胸部エックス線検査」に改める。

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

（障害共済年金の加給年金額対象者である配偶者を有するに至ったときの届出）

第三十一条の四の二　障害共済年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第八十三条第四項の規定により当該障害共済年金の額の改定を受けようとするときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　障害共済年金の年金証書の記号番号
三　加給年金額の対象者である配偶者の氏名及び生年月日
四　加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の記号番号
五　加給年金額の対象者である配偶者を有するに至った年月日及びその事由
六　その他必要な事項

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　加給年金額の対象者である配偶者の生年月日及びその者と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本並びにその者が受給権者によって生計を維持していることを証明する書類
二　前項第四号に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し
三　その他必要な書類

第三十二条中「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。